

**国民年金保険料 免除・猶予制度のお知らせ**

〜令和4年度分の受付は、7月からです〜

国民年金は、老後や万が一の時に大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと将来の老齢基礎年金、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることが出来ない場合があります。保険料は納期限までに納めましょう。

**○保険料の納付が難しいとき**

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を翌月末までに納めていただくことになっていきます。

しかし、収入の減少や失業により、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」の手続きを行ってください。

また、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



**国民年金の加入手続き保険料免除等の電子申請を開始します**

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナンバーを利用した電子申請ができるようになります。

申請にはマイナンバーカードが必要となりますが、マイナンバーの情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるよう、紙の申請書をより簡単に作成することができます。

また、申請結果もスマートフォン等で確認することが出来ます。手続きの際は、ぜひ利用ください。



問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4118  
日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311

**不育症検査治療費助成金について**

**(1) 助成内容**

令和4年4月1日以降の不育症の検査及び治療に係る費用の1/2（上限：1年度につき10万円、通算5年度まで）を助成します。ただし、次の費用は対象外です。

① 医療保険の適用対象となる検査・治療

② 入院時の差額ベッド代、食事代等、不育症の診断・治療に直接関係のない費用

**(2) 対象者 次のすべてに該当する人が対象になります**

① 対象となる不育症の検査・治療を受けた事実婚を含む夫婦

② 夫または妻のいずれか一方、もしくは両方が智頭町に住民票があること

③ 申請者本人及び世帯員に町税等の未納がないこと

④ 公益社団法人日本産科婦人科学会の会員である産婦人科専門医が所属する医療機関で、不育症診断のための検査を受けた人



⑤ この助成金の申請を行う不育症の検査及び治療について、他の地方公共団体から同種の給付を受けていないこと

**(3) 申請方法**

助成の対象となる不育症検査・治療等が終了した日に属する年度内に福祉課まで申請してください。

**【必要書類】**

① 智頭町不育症検査治療費助成金交付申請書兼請求書

② 智頭町不育症検査治療実施医療機関証明書

③ 医療機関発行の助成対象経費の領収書及び診療明細書の写し

④ 夫及び妻の住民票（申請日の3か月以内に発行されたもの）

⑤ ④で夫婦であることが確認できない場合は、婚姻していることが確認できる書類  
法律婚の場合：両人の戸籍抄本等  
事実婚の場合：両人の戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書

※①②⑤の申立書は福祉課にあります。

申請・問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101